

奈 良 県 決 定

大和都市計画道路の変更について
【豊田櫟本線の変更】

次の付議案を提出する。

平成26年7月16日

奈良県都市計画審議会会长

都 計 第 3 4 号
平成 26 年 7 月 9 日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について

【豊田櫟本線の変更】

(付議)

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都行計画道路の変更(奈良県決定)

都市計画道路中3・5・406号豊田樺本線を3・5・406号豊田和爾線に名稱を改め、次のように変更する。

| 種別 番号 | 名 称 路線名 | 位 置 | | 主な経過地 | 延 長 | 構造形式 | 重線の数 | 幅 間 | 情 場 | 道 道 | 備 考 |
|-----------------|---------------------------|----------------|----------------|---------|---------|------|-----------------|-----------------|--|-----|-----|
| | | 起 点 | 終 点 | | | | | | | | |
| 幹線街路 3・5・406 | 豊田和爾線 天理市豊田町 天理市和爾町 | 天理市石上町、岩屋町、樺本町 | 天理市石上町、岩屋町、樺本町 | 約2,640m | 約2,640m | 地表式 | 2車線 (12~14m) | 14m (12~14m) | 自動車専用道路(国道25号 (名阪国道)と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所 | | |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

都市計画道路 豊田櫟本線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 豊田櫟本線は、起点を天理市豊田町、終点を天理市櫛町とする標準幅員14m、2車線、延長約3,760mの幹線街路である。

当初、昭和29年に起点～天理市大字岩屋ヶ谷（現名阪国道天理東IC付近）間が「1・小・2 豊田岩屋ヶ谷線」として都市計画決定された後、昭和43年に終点、延長、幅員、名称が変更され「2・3・2 豊田櫟本線」となり、昭和47年に「3・5・406 豊田櫟本線」として名称が変更された。

その後、昭和49年、昭和60年、平成3年に、白川ダム付近のルート変更、平成9年に起点部の変更後、平成15年に車線数を明記している。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

(都) 豊田櫟本線（(都) は都市計画道路の略）は昭和43年の天理市の街路網見直しに伴い、ほぼ現在のルートに都市計画決定されており、天理市中心部の外郭に位置し、環状道路の機能や天理東ICへのアクセス道路としての機能を有する都市計画道路である。

起点～農免農道接続部（天理市和爾町）間は、ほぼ計画幅員どおりに整備されているが、農免農道接続部～終点間が未整備となっている。

未整備区間の北側に県道福住上三橋線及び農免農道が整備され、環状道路の機能及び天理東ICへのアクセス道路の機能について代替性が確保されたことなどから、農免農道接続部～(都) 勾田櫟本線接続部（天理市櫛町）間（以下、「当該区間」という。）の必要性はなくなっている。

当該区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成22年奈良県）に沿って検証した結果、都市計画道路としての必要性が認められないとため、廃止するものである。

(2) 変更の内容

(都) 豊田櫟本線について以下の変更を行う。

- ・天理市和爾町～天理市櫛町間（L=約870m）を廃止する。
- ・天理市櫛町～終点間（L=約250m）を(都)勾田櫟本線に統合する。
- ・路線の名称を「3・5・406 豊田櫟本線」から「3・5・406 豊田和爾線」に変更する。